3 業種のガイドラインの概要

共通の感染拡大防止策

- 店内における対人距離の確保や人数の制限(できるだけ 2 m (最低 1 m))
- テーブルやカウンターへのアクリル板やビニールカーテン等の設置
- 客や従業員へのマスク(適宜フェイスシールド)などの着用
- 店内の換気や消毒の徹底
- 顧客の名簿管理、体調チェック

接待を伴うクラブ等の飲食業の特徴的な防止策

- 利用客の横に着いて一緒にカラオケや ダンス等を行うなどの接客は、当面の 間自粛。
- 利用客の近距離で行うライブ、ダンス、ショー等は当面の間自粛。
- 利用客同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう注意喚起。

ライブハウスの 特徴的な防止策

- 出演者(演奏者・歌唱者等)と観客の間の距離は、なるべく2m確保。できない場合は、飛沫が拡散しない対応(発声部分を中心に透明の遮蔽物を設ける等)を実施。
- オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨。
- 公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう段階的な会場入り等の工夫。

ナイトクラブの 特徴的な防止策

- 過度な大きさ・頻度の声出しの禁止を促す。
- 飛沫の過度な拡散を制御するため店内の音量を必要最小限に調整。
- 多くの人を集めるイベントは、当面、中止又は延期。

社交飲食業におけるガイドライン案の概要

【留意すべき基本原則と共通事項】

- 対人距離の確保。(できるだけ2mを目安に(最低1m))
- 感染防止のため利用客を整理。(密にならないように対応(店舗定員の50%を目安)。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入店制限等)
- 利用客に連絡先等の記載を求め、適切な期間(当面の間1ヶ月を目安に)保存。
- 手指消毒設備の設置や手洗いの励行。
- マスク(適宜フェイスガード)の着用。
- 人と人が対面するカウンター席等は、できるだけアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなど工夫。
- 施設の換気。サーキュレーターの使用や定期的な窓開け。
- 飲酒が過度にならないよう注意喚起。

【お客様の安全】

〇入店時

- 店舗入口には、以下の場合は入店を断る旨を掲示。
 - ※入店前の検温の実施、発熱がある場合や政府が入国制限している国等の在住者等との濃厚接触がある場合等

○客席への案内・テーブルサービス・カウンターサービス

- ・ テーブルは、パーティションで区切るか、間隔(できるだけ2m(最低1m))を開けて横並びで座れるよう配置を工夫。真正面を避ける。
- 利用客同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう注意喚起。
- ・ カラオケで歌う客にマスク(適宜フェイスガード)着用を要請。マイクの消毒(客ごとまたは30分に一度)
- 利用客の横に着いて一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、当面の間自粛。
- 利用客の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコール等は当面の間自粛。

【会計処理】

- 可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入。
- ・ 現金・クレジットカード等の受渡しは、手渡しで受け取らず、コイントレイ(キャッシュトレイ)などを使用。

【従業員】

- マスク(適宜フェイスガード)の適切な着用、手洗いの徹底。
- ・ 出勤前の体温計測。発熱等の症状がみられる場合は自宅待機。(出勤時も、体温計 測)。
- 感染判明時に保健所の指導に従い自宅待機等を実施。

ライブハウスにおけるガイドラインの概要

【店舗事業者が講じるべき対策】

- ・ 公演主催者及び来場者に対して、対人距離の確保を要請する。(できるだけ2mを目安に(最低1m))
- ・ 出演者と観客との間の距離はなるべく2mを確保し、できない場合は出演者から飛沫 が拡散しないための適宜の対応(発声部分を中心に透明の遮蔽物を設ける等)を行う。
- 来場者にはマスク(適宜フェイスガード等)の着用を要請する。
- 来場者及び従業員には手指消毒や手洗いの徹底を要請する。
- 常時換気に努める。
- 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスク(適宜フェイスガード等)の着用等により購買者との間を遮蔽する。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス 決済を推奨する。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に実施する。

【公演主催者が講じるべき対策】

(公演前及び公演当日の対策)

- ・ 来場人数は原則として従前の50%以下を目安とする。
- ・ 来場の前に検温を行い、発熱(37.5 度以上)がある場合等には入場しないよう要請する。
- 公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する。
- 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにする。
- 場内における会話、大声による発声を控えるよう促す。
- 店舗事業者が要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促す。

(公演関係者の感染防止策)

- 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク(適宜フェイスガード等)着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)をとるようにする。

(公演後の対策)

- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 入場者の連絡先を記載した名簿を整理し適切な期間(当面の間1ヶ月)保存する。

特定遊興飲食店(ナイトクラブ)におけるガイドラインの概要

【入場者数の制限】

・ 来店者の生活圏の感染状況に応じて、入場者数(客+従業員)を定員の25~50%に制限

【対人距離の確保】

· 上記入場制限を実施した上で、対人距離(できるだけ2m(最低1m))の確保を徹底。

【換気】

・ 営業時間内は施設内の換気システムを常時稼働するほか、窓・扉を30分に1回数分程度全開に することが望ましい。

【客席】

- ・ 所要の入場制限と対人距離(できるだけ2m(最低1m))の確保。
- 真正面の配置を避けるか、又は、テーブル上にパーティションを設けるなど工夫する。

【ダンス等をするスペース (ダンスホール)】

- ・ 所要の入場制限と対人距離(できるだけ2m(最低1m))の確保。
- マスク等の装着。
- 過度な大きさ・頻度の声出しや身体接触(ハイタッチ等)の禁止を促す。
- 飛沫の過度な拡散を制御するため店内の音量を必要最小限に調整。

【喫煙所・ロッカールーム】

所要の入場制限と対人距離(できるだけ2m(最低1m))の確保。

【入場時】

- 入場者への検温の徹底。風邪症状、倦怠感等がないことの確認の徹底。
- 入場待ちの列は間隔をできるだけ2m(最低1m)確保。
- 入場者が氏名・連絡先や体調を記入するアンケートの実施等。

【会計処理】

- 可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入。
- 現金・クレジットカード等の受渡しは、手渡しで受け取らず、コイントレイ(キャッシュトレイ)などを使用。

【清掃】

多数の人が触れる箇所や、トイレ、共用部分(エレベータ等)は定期的(1時間に1回程度)に アルコール消毒を実施。

【従業員】

- ・ 検温・体調管理の徹底。発熱等の症状が見られる場合は、自宅待機。
- ・ こまめな手洗い、うがい、マスク、フェイスガード等の着用を指導。
- 感染判明時には、保健所の指導に従い、店内消毒や自宅待機等を実施。

【その他】

- 営業再開に当たり、営業時間、一人当たりの入場時間の制限等を検討。
- 多くの人を集めるイベントは、当面、中止又は延期。